

県議団だより

発行所
自由民主党 熊本県支部連合会
自由民主党 熊本県議会議員団
郵便番号 862-0950
熊本市中央区水前寺6-41-24
電話 096-384-6666



HP <https://jimin-kumamoto.com/>

新型コロナウイルス感染症 支援策 特別号

平素より、党员および各種団体協議会の皆様には、自由民主党の発展のため一方ならぬご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大により、皆様におかれては、辛く困難な日々をお過ごしのことと拝察いたします。

感染症問題は、専門家によれば今後も私たちの生活を脅かし続けるリスクであると言われておりますが、正しくおそれつつも、一方では委縮することなく感染症への万全の予防措置を取りながら、経済の回復を図っていくことが大事ではないかと存じます。そこで、自民党熊本県連・県議団において、6月23日時点における、国・県の支援策を本紙にまとめさせていただきますので、ご活用いただければと存じます。今後とも、ご理解とご協力をお願いいたしますと共に、皆様方の暮らしの安定、事業の更なるご繁栄をお祈り申し上げます。

コロナウイルス禍の克服に向け、ともに頑張りましょう！

自由民主党熊本県支部連合会 自由民主党熊本県議会議員団

※助成金、補助金等の内容は日々更新されます。詳細については、相談窓口にご確認ください。
また、各市町村においても支援策が講じられておりますので、お問い合わせください。

くまモンと
一緒に新しい
生活スタイルを！



©2010 熊本県くまモン

個人向け 新型コロナウイルス感染症 支援策

〈令和2年6月23日現在〉

受けとる

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した皆さま

借りる

家計を維持することが難しい皆さま

延びる

各種税金・公共料金等を支払うことが難しい皆さま

給付	特別定額給付金	相談窓口・連絡先
受けとる	一律 1人10万円 を給付	総務省 (コールセンター) ☎0120-26-0020 【9:00~18:30】

給付	住居確保給付金	相談窓口・連絡先
受けとる	家賃相当額を家主に対して代理納付 【支給期間】原則3カ月 (最長9カ月)	お住まいの市町村の 自立相談支援機関

給付	子育て世帯臨時特別給付金	相談窓口・連絡先
受けとる	対象児童1人あたり 1万円 給付 (申請不要) 令和2年4月分の児童手当受給世帯	お住まいの市町村の 福祉担当課

給付	ひとり親世帯臨時特別給付金	相談窓口・連絡先
受けとる	1世帯 5万円 、第2子以降 3万円 加算(申請不要) 令和2年6月分の児童扶養手当受給世帯 収入が減少拡大の場合、 5万円 加算(要申請)	お住まいの市町村の 福祉担当課

給付	学生支援緊急給付金	相談窓口・連絡先
受けとる	世帯の家計状況等に応じて 10万円 又は 20万円 を給付	在学する学校 他に授業料減免等の 支援もありますので各学校に お問い合わせください

給付	生活困窮大学生等のための給付金	相談窓口・連絡先
受けとる	生活維持者が非課税である 学生に 5万円 を給付	熊本県 生活困窮大学生等 給付金相談窓口 ☎096-333-2738

給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	相談窓口・連絡先
受けとる	休業手当を受給できない労働者への 直接給付金 (賃金の8割、 月額上限33万円)	厚生労働省 ☎03-5253-1111 ※相談窓口は現在調整中

減免	社会保険料の減免	相談窓口・連絡先
受けとる	国民健康保険料、 介護保険料の減免	お住まいの 市町村窓口

融資	緊急小口資金(特例)	相談窓口・連絡先
借りる	【貸付上限】 20万円 【据置期間】1年以内 【償還期間】2年以内	お住まいの市町村の 社会福祉協議会 又は県社会福祉協議会 ☎096-324-5475 (県社会福祉協議会)

貸付	総合支援資金(特例)	相談窓口・連絡先
借りる	【貸付上限】 月額20万円 、 原則3カ月以内 【据置期間】1年以内 【償還期間】10年以内	お住まいの市町村の 社会福祉協議会 又は県社会福祉協議会 ☎096-324-5475 (県社会福祉協議会)

貸与	育英資金の緊急貸与・猶予	相談窓口・連絡先
借りる	【対象】高校等に在学する方 【貸与金額】 月額8,000円~35,000円(無利息) 【貸与期間】申請年度の年度末まで ※返還猶予もありますので、ご相談ください。	熊本県 教育庁 高校教育課 ☎096-333-2682

猶予	納税、申告期限の猶予や延長	相談窓口・連絡先
延びる	収入に相当の減少があった方に対して、徴収 猶予の特例措置(1年以内・延滞金免除・担保 不要)を適用 個別の事情に応じ申告・納付期限を延長	お住まいの市町村の各広域本部収税担当課等 【県 央】☎096-333-3210 【県 北】☎0968-25-4272 【県 南】☎0965-33-2184 【天 草】☎0969-22-9056 【自動車税】☎096-368-4020



事業主向け 新型コロナウイルス感染症 支援策

〈令和2年6月23日現在〉

給付 持続化給付金

受け取る

本年1月～12月の売上が、前年の同月比▲50%以上
法人…**200万円(最大)**支給
個人事業者…**100万円(最大)**支給
※農林漁業者・フリーランスの皆様も対象です。
※本年3月まで創業も可。

相談窓口・連絡先
持続化給付金事業
コールセンター
☎0120-115-570

給付 雇用調整助成金

受け取る

【休業手当助成】
1日1人あたり**15,000円**まで
助成率は、企業規模・雇用状況で変動
上限月額**33万円(最大10割)**

相談窓口・連絡先
厚生労働省
熊本労働局
職業対策課分室
☎096-312-0086

給付 家賃支援給付金

受け取る

本年5月～12月において、次のいずれかに該当
①1か月の売上高が前年同月比で▲50%以上
②連続する3か月の売上高が前年同月比で▲30%以上
【給付月額】法人…**50万円**、個人…**25万円**
【給付額】給付月額の6ヵ月分
※複数店舗の場合、法人**100万円**、個人**50万円**
(最大600万円)

相談窓口・連絡先
経済産業省
☎03-3501-1511
※相談窓口は現在調整中

給付 熊本県事業継続支援金

受け取る

本年1月～12月の売上が、前年の同月比▲30%～▲50%未満
法人…**20万円(最大)**支給
個人事業者…**10万円(最大)**支給
※農林漁業者の皆様も対象です。
※本年1月～4月末創業も可。

相談窓口・連絡先
熊本県相談窓口
☎096-333-2828

助成 高収益作物次期作支援交付金

受け取る

次期作の花き、茶、野菜、果樹等について、
種苗等資材導入等を支援
【施設花き等】10aあたり**80万円**
【施設果樹】10aあたり**25万円**
【その他】10aあたり**5万円**
※新品種・新技術導入支援(10aあたり2万円)、厳選出荷
支援(2,200円/人・日)

相談窓口・連絡先
農林水産省九州農政局
生産部園芸特産課
【野菜】
☎096-300-6249
【果樹・花き・茶】
☎096-300-6250

助成 商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業

受け取る

商店街組織が実施する感染症対策
等体制強化の取組み
【補助率】**4分の3**
(補助上限あり)

相談窓口・連絡先
熊本県商工観光労働部
商工振興金融課
☎096-333-2326

助成 持続化補助金等の拡充

受け取る

■持続化補助金
最大**150万円**、販路開拓等のための取組みに必要な経費(補助率最大
4分の3、上限**100万円**)、感染防止対策に必要な経費(上限**50万円**)
■ものづくり補助金
最大**1,050万円**、新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等に必要な
経費(補助率最大4分の3、上限**1,000万円**)、感染防止対策に必要な経費(上限**50万円**)
■IT導入補助金
最大**450万円**、ITツール導入による業務効率化に必要な経費(補助率
最大4分の3)

相談窓口・連絡先
お住まいの地域の
商工会、商工会議所
ものづくり補助金事務局サポートセンター
☎050-8880-4053
サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター
☎0570-666-424

助成 働き方改革推進支援助成金

受け取る

テレワークを新規で導入する場合
【助成率】**2分の1**
【上限】**100万円**

相談窓口・連絡先
テレワーク
相談センター
☎0120-91-6479

**融資 金融円滑化特別資金
(県独自)**

借りる

【売上減少】率は問わない
【融資限度額】**8,000万円**
(保証料なし、一部市町村で利子補給あり)
【融資期間】1年～10年以内
(据置1年以内)

相談窓口・連絡先
熊本県 商工観光労働部
商工振興金融課
(又は取扱金融機関)
☎096-333-2314

**融資 金融円滑化特別資金
(セーフティネット保証4号)**

借りる

【売上減少】▲20%以上
【融資限度額】**8,000万円**
(保証料なし、一部市町村で利子補給あり)
【融資期間】1年～10年以内
(据置1年以内)

相談窓口・連絡先
熊本県 商工観光労働部
商工振興金融課
(又は取扱金融機関)
☎096-333-2314

**融資 新型コロナウイルス対策
マル経融資**

借りる

【売上減少】▲5%以上
【融資限度額】**1,000万円**
(3年間無利子)
【融資期間】7年(運転)～10年(設備)以内
(据置3年(運転)～4年(設備)以内)

相談窓口・連絡先
日本政策金融公庫
【国民生活事業】
☎096-353-6121
【中小企業事業】
☎096-352-9155

**融資 新型コロナウイルス対策
緊急支援資金**

借りる

【貸付限度額】**1,000万円**
(5年間無利子、保証料なし)

相談窓口・連絡先
熊本県 農林水産部
団体支援課
☎096-333-2371

猶予 社会保険料の猶予

延びる

厚生年金保険料の猶予
(1年間)

相談窓口・連絡先
お住まいの市町村の
各年金事務所

猶予 漁港施設占用料徴収の猶予

延びる

本年4月末までの納期限を
10月末まで(6ヵ月間)猶予

相談窓口・連絡先
熊本県 農林水産部
漁港漁場整備課
☎096-333-2463

受ける

売上減少により事業継続
にお困りの事業主の皆さま

借りる

資金繰りのため、融資を
受けた事業主の皆さま

延びる

各種税金・保険料等の支払い
が難しい事業主の皆さま

給付 小学校休業等対応助成金

受ける

小学校等休校で労働者が有給休暇
取得の場合
1日につき**15,000円**を上限
に、賃金相当額を助成

相談窓口・連絡先

厚生労働省
学校等休業助成金・
支援金コールセンター
☎0120-60-3999
【9:00~21:00】

給付 小学校休業等対応支援金

受ける

小学校等休校で休業した
フリーランス
1日あたり**7,500円(定額)**
を助成

相談窓口・連絡先

厚生労働省
学校等休業助成金・
支援金コールセンター
☎0120-60-3999
【9:00~21:00】

給付 熊本県休業要請協力金

受ける

休業要請に応じていただ
いた事業者**一律10万円**

相談窓口・連絡先

熊本県相談窓口
☎096-333-2828

助成 経営継続補助金

受ける

最大150万円
◎省力化機械の導入などに必要な経費
(補助率4分の3、**上限100万円**)
◎感染防止対策に必要な経費
(**上限50万円**)

相談窓口・連絡先

経営支援機関
(お近くの農協、漁協など)

助成 観光ビジネスチャレンジ
支援事業

受ける

民間事業者等が取り組む新たな消費
機会となる観光商品・メニューの開発
を支援
【補助率】**3分の1**
【上限額】1社当たり**最大100万円**

相談窓口・連絡先

熊本県商工観光労働部
国際課国際観光推進室
☎096-333-2335

助成 観光拠点支援事業

受ける

宿泊施設が実施する感染防止対
策等の取組み
【補助率】**4分の3**(補助上限あり)

相談窓口・連絡先

(公社)熊本県観光連盟
☎096-243-0082

支援 雇用関係助成制度の活用支援

受ける

国の雇用関係制度を有効に活用する
ため、県内事業所へ社会保険労務士
をアドバイザーとして派遣し、個別
相談の実施や申請書類等の作成支援
を行う

相談窓口・連絡先

【社会保険労務士会】
☎0120-45-1124
【 県 庁 】
☎096-333-2341

融資 新型コロナウイルス感染症
対応資金

借りる

【売上減少】▲5%以上
【融資限度額】**4,000万円**
(保証料なし、3年間無利子)
【融資期間】10年以内
(据置5年以内)

相談窓口・連絡先

熊本県 商工観光労働部
商工振興金融課
(又は取扱金融機関)
☎096-333-2314

融資 金融円滑化特別資金
(危機関連保証分)

借りる

【売上減少】▲15%以上
【融資限度額】**8,000万円**
(保証料なし、一部市町村で利子補給あり)
【融資期間】1年~10年以内
(据置2年以内)

相談窓口・連絡先

熊本県 商工観光労働部
商工振興金融課
(又は取扱金融機関)
☎096-333-2314

融資 新型コロナウイルス感染症
特別貸付

借りる

【売上減少】▲5%以上
【融資限度額】**8,000万円又は6億円**
(3年間無利子)
【融資期間】15年(運転)~20年(設備)
以内(据置5年以内)

相談窓口・連絡先

日本政策金融公庫
【国民生活事業】
☎096-353-6121
【中小企業事業】
☎096-352-9155

融資 農林漁業セーフティネット
資金

借りる

【貸付限度額】**1,200万円**※1
(5年間実質無利子化※2、実質無担保化)
※1 特認:年間経営費等の12/12以内
※2 林業・水産業については限度額あり

相談窓口・連絡先

日本政策金融公庫
【農林水産事業】
☎096-353-3104

猶予 納税の猶予や申告期限の延長

延びる

収入に相当の減少があった方に対し
て、徴収猶予の特例措置(1年以内・
延滞金免除・担保不要)を適用
個別の事情に応じ申告・納付期限を
延長

相談窓口・連絡先

お住まいの市町村の
各広域本部収税担当課等
【県 央】☎096-333-3210
【県 北】☎0968-25-4272
【県 南】☎0965-33-2184
【天 草】☎0969-22-9056
【自動車税】☎096-368-4020

緩和 道路占用許可基準の緩和

延びる

県管理の国道や県道において、飲
食店等がテイクアウトやテラス営業
に使用するため、道路占用の許可
基準を緩和する。(11月30日まで。)

相談窓口・連絡先

お住まいの
市町村の各広域本部
維持管理課地域振興局
維持管理調整課

大いに活用して
頑張るモン!



未来に向かって

「新たな生活様式」を求められている今日、熊本県では県民の皆さまが安心して暮らせるように様々な支援・対策がとられています。



©2010 熊本県くまモン

①医療提供・検査体制の確保

- ①新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業として、入院受入医療機関が行う、人工呼吸器、簡易陰圧装置、個人防護具等の設備整備に対して支援。
- ②防護服やマスク、消毒液等、医療機関への優先供給。
- ③帰国者・接触者外来のプレハブ等による仮設外来設置に対する支援。
- ④1日あたりの処理できる検体数を増やすためのPCR検査体制を確保。184検体/日→234検体/日へ。
- ⑤当面県央(熊本市)、県北、県南、天草の4圏域で「PCR検査センター」開設を支援し、医師が検査を必要と考える患者に対して、検体の採取から検査まで迅速に対応できる検査体制を整備する。感染者の早期発見と重症化防止、院内感染リスク低減を図る。
- ⑥新型コロナウイルス感染症の患者受け入れのため、入院病床確保に協力した医療機関に対する助成(空床補償)。378床→400床へ。
- ⑦入院患者を受け入れた医療機関に対し、県では医療従事者の給与の増額や環境の整備に柔軟に活用できる協力金を交付。国においては、医療介護施設等に慰労金を給付。

②感染拡大防止対策

- ①感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について支援。
- ②事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について支援。
- ③介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備を整備する支援。

- ④ICT、ロボットを導入する障がい者支援施設等への支援。
- ⑤児童養護施設等が購入するマスク衛生用品や施設消毒費の経費、個室化等に要する改修経費の支援。

③安心・安全な県民生活

- ①介護施設や老人福祉施設等の整備の支援等新型コロナウイルス感染症への対応を最優先する中においても着実に実施すべき、県民の安全・安心な生活の確保に資する事業について6月補正予算において予算化。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により生活が悪化している方々に必要な支援が行き届くよう、困難を抱える方々を支援する団体等の活動を支援するための交付金制度を創設。

④教育機会の確保

- ①学校の臨時休業が長期化し、小中学校では、多くの未指導時間が発生する見込みであるため、学校再開後に、限られた日数の中での未指導分の補習等を行い、夏休みに学習支援員を追加配置する市町村を支援することで、児童生徒の学びを保障する。(学習支援員391人)
- ②新型コロナウイルスの感染拡大等により、非常時における生徒の学習機会の損失が懸念されるため、県立学校におけるICT環境の整備を推進することを支援する。

⑤観光産業等の再生

- ①地元で飲食や買い物・旅行に行き、県民自らの手で地域経済を盛り上げる「県民総ぐるみの応援運動」をスタート。
- ②宿泊施設が実施する衛生管理体制の強化や地元農林水産物を活用したメニュー開発を市町村と連携して支援。
- ③民間事業者等の新たな消費機会となる観光商品・メニューの開発を支援。

自民党県連・県議団の新型コロナウイルス関連の取り組み

■党本部への要望

- 4月21日 新型コロナウイルスの感染防止、経済対策等に関する喫緊の要望を岸田文雄政調会長へ提出。
- 5月15日 熊本県から自民党県連に提出された要望を岸田文雄政調会長に提出。
- 5月25日 各種団体からの各省庁への要望を県連で取りまとめ、岸田文雄政調会長に提出。

■各種団体からの要望聴取と回答

4月23日付で、「新型コロナウイルスの感染拡大防止、経済対策等に関する要望等について」を各種団体に文書照会。5月6日までに、県連に提出された44各種団体からの要望を県知事に提出し、5月中旬に回答書を送付。国への要望は、国会議員と党本部に提出し、対応を依頼。

■意見書の提出

- ◎2月定例県議会議決
・「新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書」を内閣総理大臣 安倍晋三他10名の国務大臣等に提出。
- ◎6月定例県議会議決
・新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期するため、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を内閣総理大臣 安倍晋三他8名の国務大臣等に提出。
・「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書」を内閣総理大臣 安倍晋三他5名の国務大臣等に提出。



熊本県町村議長会より要望を受ける県連会長及び三役



新型コロナウイルス対応への政策会議